

諏訪地方観光連盟 『諏訪の国』ブランド展開と観光推進組織基盤創生事業等 業務委託の簡易公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は諏訪地方観光連盟が、内閣府地方創生推進交付金を活用し、2019年度に実施する標記事業を実施するにあたり、効果的なプロモーションおよび事業実施支援を行う事業者を選定するために、必要な事務及び審査手続きを定めるものとする。

2 選定方式

諏訪市プロポーザル方式実施ガイドラインに準じ、簡易公募型プロポーザル方式により選定する。

3 対象業務

(1) 業務名 諏訪地方観光連盟 『諏訪の国』ブランド展開と観光推進組織基盤創生事業等業務

(2) 発注主体 諏訪地方観光連盟 会長 金子 ゆかり

(3) 委託目的

一連の事業実施に係る業務は専門性が高いことから、専門的知見、企画立案能力、関係機関調整能力を要する事項や労働力集約的な業務等を専門業者へ委託することにより、事業の円滑な遂行をする。

(4) 業務内容

- ①観光地域ブランド・新たな観光スタイルの展開
- ②有望ターゲットへの継続的な情報発信
- ③自立的な地域観光の推進体制・組織の検討

※対象業務の詳細な説明は、諏訪地方観光連盟 『諏訪の国』ブランド展開と観光推進組織基盤創生事業等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 委託期間 契約日～2020年3月31日

(6) 委託予定額 20,000,000円以内

- ・消費税及び地方消費税を除く。
- ・2019年度諏訪地方観光連盟予算の範囲内とする。

4 参加要件

以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 受託事業者として、仕様書に掲げる委託事業を、複数の専門事業者と連携しながら実施支援をすることが可能な事業者。
- (2) 他の企業の連携、協力事業者として、本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 長野県内に本店、または支店等を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は長野県財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (5) 岡谷市、下諏訪町、諏訪市、茅野市、原村、富士見町の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 提出を求める資料の内容及び様式

様式	提出物	締切	方法等
第 1 号	参加申込書	2019 年 2 月 27 日（水）午後 5 時	E メール
任意	質問書	2019 年 2 月 27 日（水）午後 5 時	E メール
任意	企画提案書	2019 年 3 月 14 日（木）午後 5 時	郵送又は持参

6 事業者選考委員会

(1) 概要

諏訪地方観光連盟会長は、提出された企画提案書等の審査及び評価を行うため、諏訪地方観光連盟 『諏訪の国』ブランド展開と観光推進組織基盤創生事業等委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 構成

- ・選考委員会は、諏訪地方観光連盟幹事により、8 名で組織する。

7 事務手続き

(1) 募集から受注候補者の特定までのスケジュール

内容	日程	備考	様式
手続き開始の公表	2019年2月19日(火)	ホームページにて公表	-
参加申込書の提出	2019年2月27日(水)	諏訪市観光課へEメール	第1号
質問書の提出	2019年2月19日(火) -2月27日(水)	諏訪市観光課へEメール	任意
質問書に対する回答	2019年3月1日(金)	各社へEメール	-
企画提案書の提出	2019年3月14日(木)	諏訪市観光課へ郵送又は持参	任意
選考委員会	2019年3月20日(水)	諏訪市役所 5F 会議室にてプレゼンテーション	-
審査結果の通知	2019年3月22日(金)	各社へ郵送	-
契約手続き	2019年4月1日(月)	-	-

(2) 業務説明書（プロポーザル実施要領、仕様書）の交付期間、場所及び方法

- ・2019年2月19日(火)に諏訪地方観光連盟ホームページで公表する。

(3) 参加申込書の提出期限、提出先

①提出方法

- ・様式第1号でEメールにより、諏訪市観光課観光係（アドレス等後述）まで送信すること。

②締切 2019年2月27日(水) 午後5時

(4) 業務説明書に対する質問書受付期間、提出場所、提出方法及び回答方法

①提出方法

- ・Eメールにより、諏訪市観光課観光係（アドレス等後述）まで送信すること。
- ・事業者名、所属、担当者名、電話番号、Eメールアドレスを記載すること。

②締切 2019年2月27日(水) 午後5時

③回答方法

- ・2019年3月1日(金)までに、全事業者へEメールにより回答する。

(5) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

①規格等

- ・様式は任意とするが、原則 A4 版は縦、A3 版は横とし、別紙『企画提案書の作成について』を参照の上、作成すること。
- ・選考委員会での各社説明時間 40 分で説明できるボリュームとすること。

②提出部数

- ・正本 1 部、副本 8 部（複写可）

③提出方法

- ・諏訪市観光課観光係（住所等後述）まで郵送又は持参すること。

④締切 2019年3月14日（木）午後5時

8 事業者選定について

(1) 事業者選定方法

- ・企画提案書等提出書類及び選考委員会（プレゼンテーション）の内容を、審査項目ごとの評価点数の合計点数で競う「総合評価方式」により審査し、評価点数が最も高い事業者を契約予定者として選定する。
- ・評価点数が最も高い業者が複数ある場合は、見積金額を審査し、決定する。
- ・契約予定者と契約が成立しなかった際には、次点の提案者と協議を行う。

(2) 選考委員会

①日時 2019年3月20日（水）午後

②場所 諏訪市役所 5階 会議室

③方法

- ・1事業者あたり 45分以内（プレゼンテーション 40分、質疑応答 5分）
- ・プレゼンテーションは非公開とする。

④その他

- ・プレゼンテーションの必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは選考委員会で準備するが、パソコンは各事業者が持参すること。
- ・資料は、事前に提出した企画提案書のみを使用とすること。
- ・詳細は後日通知をする。

(3) 受注候補者を特定するための評価基準及び評価方法

	審査項目	主な評価基準	評価方法
1	事業者の審査	①経営規模、業務遂行力 ②同等・類似事業の実績	・企画提案書内容により評価
2	事業実施についての審査	①業務執行技術力 ②業務専任性 ③業務理解度 ④提案内容の適格性 ⑤資料調整力	
3	見積価格の審査	①コスト妥当性	
4	プレゼンテーションの審査	①取り組み意欲 ②説得力 ③論理性	・プレゼンテーションの内容、質疑応答の内容により評価

(4) 審査結果について

①結果の通知

- ・プレゼンテーションを行ったすべての事業者に通知する。

②非特定理由説明請求及び回答に関すること。

- ・選考委員会委員長は、企画提案書提出業者のうち受注候補者以外の者に対し、受注候補者として特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知する。
- ・通知を受けた事業者は、通知日から起算して10日（休日を除く）以内に限り、書面により、選考委員長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- ・選考委員会委員長は、説明を求めることのできる最終の日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

9 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合。
- ・会社更生法の適用を申請するなど、契約の履行が困難と認められる場合。
- ・その他、公平な審査を妨害する行為があった場合。

10 特記事項

- ・参加意思表明届及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、プロポーザル方式への参加者の負担とする。
- ・提出された参加意思表明届及び企画提案書は、返却しない。
- ・提出された参加意思表明届及び企画提案書は、企画提案書提出者の選定及び受注候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないが、選定において複製する場合がある。
- ・提出期限以後における参加意思表明届又は企画提案書の訂正、差替え及び再提出は認

めない。

- ・契約締結後、委託団体名などは公表する。

11 提出・問合せ先

- ・参加意思表明届又は提案書の作成様式、記載上の留意事項及び問合せ先
- ・諏訪地方観光連盟事務局（諏訪市役所観光課観光係内）
観光政策担当係長 内田 敏寛 主任 田中 護
- ・住所 〒392-8511 長野県諏訪市高島 1-22-30
- ・TEL 0266-52-4141（内線 421）
- ・FAX 0266-58-1844
- ・E メール kankou@city.suwa.lg.jp